

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく
多摩川上流部の減災に係る取組方針

平成28年8月25日

京浜河川災害情報協議会

多摩川上流部大規模氾濫に関する減災対策専門部会

八王子市、立川市、青梅市、昭島市、日野市、福生市、多摩市、羽村市、あきる野市、
東京都、東京管区气象台、京浜河川事務所

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害では、利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

こうした背景から、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

京浜河川災害情報協議会では、この答申を踏まえ、多摩川上流部において、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組として、地域住民の安全安心を担う沿川の 9 市（八王子市、立川市、青梅市、昭島市、日野市、福生市、多摩市、羽村市、あきる野市）と東京都、東京管区气象台、京浜河川事務所で構成される「多摩川上流部大規模氾濫に関する減災対策専門部会」（以下「本専門部会」という。）を平成 28 年 5 月 24 日に設立し、減災のための目標を共有し、平成 32 年度を目途にハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

多摩川及び支川浅川は、堰等の横断工作物付近の堆積土による流下能力の不足箇所や上流から下流にかけて河床勾配は急なため、洪水の流れが速く河岸侵食等による堤防決壊等の危険性がある。一度氾濫が起これば、沿川地域においては甚大な人的被害や、社会経済への影響が懸念される。

これまでも、出水によって度々被害を受けており、昭和 49 年 9 月の台風 16 号洪水では、河川敷の浸食により堤防の決壊が発生したことが著名であるが、当多摩川上流部においても平成 19 年 9 月の 9 月洪水では、浅川において河岸洗掘による護岸等の被災が発生したところである。

また、今般公表された、想定最大規模の洪水における洪水浸水想定は、従来公表されていた計画規模降雨の洪水における洪水浸水想定より、浸水深が深く、また、浸水継続時間が長くなることから、甚大な被害になることが想定される。

本専門部会では、こうした多摩川の特性及び現状を踏まえ、平成 32 年度までに、隣接した自治体間が連携した円滑かつ迅速な避難、効果的な水防活動、排水対策等、大規模氾濫時の減災対策として、各構成機関が一体的・計画的に取り組む事項について検討を進め、今般、その結果を「多摩川上流部の減災に係る取組方針」（以下「取組方針」という。）としてとりまとめたところである。

取組方針の具体的な内容としては、多摩川上流部で発生しうる想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害（以下、大規模水害という）に対し、「逃げ遅れゼロ」や「社会経済被害の最小化」を目指すことを目標として定め、平成 32 年度を目処に各構成員が連携して取り組み、「水防災意識社会」の再構築を行うこととして、主に以下の取り組みを行うものとする。

■ハード対策：

- ・洪水を河川内で安全に流す対策
- ・危機管理型ハード対策
- ・避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

■ソフト対策：

- ・逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ適確な避難行動のための取組
 - ▶情報伝達、避難計画等に関する取組
 - ▶防災教育や防災知識の普及
- ・洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組
 - ▶水防活動の効率化及び水防体制の強化に向けた取組
- ・一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組
 - ▶排水活動及び施設運用の強化に関する取組

なお、本専門部会は、今後、毎年出水期前に関係機関が一堂に会し、進捗状況を共有するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行うなどのフォローアップを行い、水防災意識を高めていくこととしている。

2. 本専門部会の構成員

本専門部会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関（以下「構成機関」という。）は、以下のとおりである。

構成機関	構成員
八王子市	市長
立川市	市長
青梅市	市長
昭島市	市長
日野市	市長
福生市	市長
多摩市	市長
羽村市	市長
あきる野市	市長
東京都 建設局 河川部	防災課長
〃 総務局 総合防災部	計画調整担当課長
〃 総務局 総合防災部	防災対策課長
気象庁 東京管区气象台	気象防災部長
国土交通省 関東地方整備局	京浜河川事務所長

3. 多摩川上流部の概要と主な課題

(1) 多摩川上流部の流域の概要と氾濫特性

多摩川上流部は、首都圏のベットタウンとして、人口や資産が集積しており、なかでも八王子市・立川市・多摩市を中心とする地域については、第5次首都圏基本計画で多摩地域の自立に寄与する業務核都市として位置づけられているため、さらなる経済・文化等の発展が見込まれている。また、中央自動車道や首都圏中央連絡自動車道、多摩都市モノレール、国道16号、国道20号等の他、JR中央線をはじめとする鉄道が通る、多摩地域と首都圏を結ぶ交通の要衝となっている。このため、浸水被害が発生した場合には、本地域のみならず首都圏を含めた広範囲における社会経済活動への影響が懸念される。

また、多摩川上流部は、以下のような河道の特徴及び地形の特徴を有している。

多摩川と浅川はともに、河床勾配が急であり、川の流れが速いため河岸侵食が起りやすい河道であるとともに、堰等の横断工作物付近の堆積土による流下能力が不足している箇所がある。一方、堤内地側は、左岸は国分寺崖線、立川崖線、右岸は多摩丘陵に囲まれた地形であり、氾濫域は狭いが、浸水深は深くなりやすい地形である。

(2) 多摩川・浅川における過去の洪水による被害状況

○昭和49年9月洪水

昭和49年9月台風16号により、多摩川・浅川ともに当時の計画高水流量に匹敵する大出水となり、護岸の全壊、半壊をはじめとし、取水堰施設の損壊が目立った。特に、東京都狛江市猪方地先では、堤防が約260mにわたって決壊し、それに伴って堤内の住宅地等3,000m²と家屋19棟が流出した他、高水敷の児童遊園地等の諸施設が流される甚大な被害が発生した。浅川では、八高線鉄橋下流右岸等の堤防が大きく崩壊した。

○昭和57年8月、9月洪水

昭和57年8月の台風10号による出水は石原観測所で戦後第3位の水位を記録し、越水・溢水等の被害は免れたが、本川及び支川浅川を含め河川施設の複数個所での災害が生じた。また、9月の台風18号の出水でも一部警戒水位を超える観測所もあり、本川及び支川浅川を含め河川施設の災害が生じた。

○平成11年8月洪水

平成11年8月の熱帯低気圧による豪雨では高尾橋雨量観測所で最大3日雨量が404mmと観測所史上最も多い降雨を記録し、局所洗掘等の被害が発生した。

○平成 19 年 9 月洪水

平成 19 年 9 月の台風 9 号では、多摩川・浅川の各基準観測所において戦後 2 番目、3 番目となる水位を記録する出水であり、浅川においては河岸洗掘による護岸等の被災が発生した。

(3) 多摩川上流部の現状と課題

過去の出水による被害を受け、これまでに平成 12 年 12 月に河川整備の基本となる「多摩川水系河川整備基本方針」、平成 13 年 3 月に河川整備基本方針に沿った整備に関する計画である「多摩川水系河川整備計画（直轄管理区間編）」を策定し、浸水被害の発生を防止することを目標として、河川改修事業が推進されてきたところである。

多摩川の上流部は、左岸が国分寺崖線、立川崖線、右岸が多摩丘陵に囲まれている地形となっており、水防法の改正に伴う想定最大規模の洪水による洪水浸水想定区域は、計画規模の洪水による洪水浸水想定区域と比べて、氾濫域はそれほど広がらないが、浸水深が深くなり長期間の浸水が懸念される。

こうした河川改修の現状と氾濫特性等を踏まえた多摩川上流部での主な課題は、以下のとおりである。

○逃げ遅れゼロを目指した住民等の的確な避難行動に資する情報提供や実践的な訓練、避難計画、防災教育や防災知識の普及等が必要である。

○大規模水害を視野に入れた、洪水氾濫被害の軽減、避難時間の確保のためのより一層の水防活動の効率化及び水防体制の強化、河川水位等の情報共有の強化が必要である。

○中央自動車道や首都圏中央連絡自動車道、多摩都市モノレール、国道 16 号、国道 20 号等の他、JR 中央線をはじめとする鉄道が通る、多摩地域と首都圏を結ぶ交通の麻痺による首都圏への社会経済への影響等、一刻も早い生活再建及び、社会経済活動の回復を可能とするための排水計画の作成、排水訓練の実施が必要である。

以上の課題を踏まえ、発生しうる大規模水害に対し「逃げ遅れゼロ」や「社会経済被害の最小化」を目的に具体的な取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築を目指すものである。

4. 現状の取組状況

多摩川上流部における減災対策について、各構成員で現状を確認し課題を抽出した結果、概要としては、以下のとおりとなっている。(別紙1参照)

①情報伝達、避難計画等に関する事項

※現状：○、課題：●（以下同様）

項目	現状○と課題●	
想定される浸水リスクの周知	○多摩川において、想定最大規模及び計画規模の降雨による浸水想定区域図及び堤防が決壊した際の氾濫シミュレーション結果を京浜河川事務所ホームページ等で公表している。	
	●洪水浸水想定区域等が住民に認識されていないことが課題である。	A
洪水時における河川水位等の情報提供等の内容	○河川水位の動向に応じて、住民避難等に資する「洪水予報」（国土交通省・気象庁共同発表）を自治体向けに通知するとともに、直轄管理区間に決壊、溢水等の重大災害が発生する恐れがある場合には、京浜河川事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達（ホットライン）をしている。	
	●発表・公表している水位・雨量などの防災情報が住民等に十分周知されていないことが課題である。	B
避難勧告等の発令	○国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報の発表や水位観測所の水位情報を参考に、避難勧告等の発令を行っている。 ○避難勧告等の発令に関する内容を地域防災計画に記載している。 ○自治体によっては、水位観測所の避難判断水位、氾濫警戒（危険）情報等だけでなく、土砂災害警戒情報も含め目安とし発令している。	
	●避難勧告の発令に際し、降雨から水位を予想することが難しい状況の中で、適切なタイミングでの発令判断に課題がある。	C
避難場所、避難経路	○緊急避難場所・避難所を指定し、計画規模の降雨による洪水ハザードマップ等で周知している。	
	●浸水状況を考慮して安全に避難できる避難場所、避難経路に見直すことが必要である。	D
	●自治体内で避難場所を指定する場合に安全に避難することが難しい場合は、広域避難（他市への避難）を検討することが必要である。	E
	●具体的な避難経路を定めていないため、住民が確実に避難できるかが課題である。	F

※各項目の課題●のアルファベット記号は、後述の「6. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応

①情報伝達、避難計画等に関する事項

※現状：○、課題：●（以下同様）

項目	現状○と課題●	
住民等への情報伝達の体制や方法	○避難情報を防災行政無線、広報車、ホームページ、登録制配信メール、Lアラート、フェイスブック、ツイッター等により伝達している。 ○雨量、河川水位、洪水予報、ライブカメラによる映像等を事務所ホームページ、河川情報表示板、報道機関等を通じて伝達している。 ○電子メールを配信するサービス「マルチコール」を実施している。（京浜河川事務所ホームページから登録可能）	
	●大雨・暴風等によって防災行政無線や広報車の音声聞き取れるようにすることが課題である。	G
	●外国人居住者への周知が課題である。	H
	●単一の情報収集手段によらず各情報伝達手段の利用促進を図る必要がある。	I
	●迅速に情報発信をするため、人手不足とならない体制等を検討する必要がある。	J
避難誘導體制	○避難誘導は、市職員、警察、水防団員（消防団員）、自主防災組織が実施している。	
	●災害時には人員や資機材の不足が予想される中で、避難誘導に対応する職員の確保が課題である。	K
	●災害時要配慮者への適確な誘導體制の確保が必要となる。	L

※各項目の課題●のアルファベット記号は、後述の「6. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応

②水防に関する事項

※現状：○、課題：●（以下同様）

項目	現状○と課題●	
河川水位等に係る情報の提供	○防災行政無線、メール等を用いて水防団（消防団）へ周知を図っている。 ○国土交通省では、直轄河川における基準水位観測所の水位に即して水防警報を発令している。 ○直轄管理区間に決壊、溢水等の重大災害が発生する恐れがある場合には、京浜河川事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達（ホットライン）をしている。	
	●迅速かつ正確に河川水位等に係る情報を共有することが課題である。	M
河川の巡視区間	○出水期前に、自治体、水防団等と重要水防箇所での共同点検を実施している。また、出水時には、水防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。	
	●洪水時の水防団等の巡視担当者の安全を確保することが課題である。	N
水防資機材の整備状況	○土のう袋やロープ、ブルーシート等の水防資機材を庁舎、水防倉庫等に備蓄している。 ○自治体によっては、水防用ポンプを消防団に1台ずつ配備している。 ○側帯等に水防用土砂を備蓄している。	
	●新技術や新素材を利用した水防資機材等の整備を検討する必要がある。	O
	●大規模水害に備えた水防資機材の拡充が必要である。	P
市庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	○必要な設備の屋上への設置、資機材の配備や水防体制の確保により対応している。	
	●災害時に拠点となる病院や公共施設が大規模水害時に浸水し、機能の低下・停止することがないようにすることが課題である。	Q

※各項目の課題●のアルファベット記号は、後述の「6. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応

③ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

※現状：○、課題：●（以下同様）

項目	現状○と課題●	
排水施設、排水資機材の操作・運用	○自治体によっては、緊急通報システムにより排水施設を操作する担当課職員へメール配信している。 ○自治体によっては、可搬ポンプの操作訓練を実施している。 ○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器は平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機材を扱う職員等への教育体制も確保している。	
	●大規模洪水による氾濫水を迅速に排水するための操作・運用に課題がある。	R

※各項目の課題●のアルファベット記号は、後述の「6. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応

④ 河川管理施設の整備に関する事項

※現状：○、課題：●（以下同様）

項目	現状○と課題●	
堤防等河川管理施設の整備状況	○計画に対し、堤防断面が小さく流下能力が不足している区間において堤防の整備を推進している。 ○河道の流下能力を確保するための整備を進めている。	
	●必要な堤防高、幅が不足する箇所を整備を着実に進めていく必要がある。	S
	●上下流バランスなどの観点から当面の間堤防整備に至らない区間について、越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも延ばす工夫を加えた堤防整備を進めて行く必要がある。	T

※各項目の課題●のアルファベット記号は、後述の「6. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応

5. 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を実施するため、各構成員が連携して平成 32 年度を目途に達成すべき減災目標は、以下のとおりとした。

【5年間で達成すべき目標】

多摩川上流部の大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指す。

- ※ 大規模水害……想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害
- ※ 逃げ遅れ……立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態
- ※ 社会経済被害の最小化……社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態

【目標達成に向けた取組】

「洪水を河川内で安全に流すハード対策」、「危機管理型ハード対策」等に加えて、「住民目線のソフト対策」として、下記の取組を実施する。

- (1) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組
- (2) 洪水氾濫被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組
- (3) 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組

6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で、常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。(別紙2参照)

1) ハード対策の主な取組

各参加機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■洪水を河川内で安全に流す対策 ・必要堤防高、幅が不足する箇所を整備	S	H32年度	関東地整
■危機管理型ハード対策 ・堤防天端の保護 ・堤防裏法尻の補強	T	H32年度	関東地整
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備			
①防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布、防災無線テレホンサービスの導入	G, I	引き続き 順次実施	9市
②浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び自家発電装置等の耐水化	Q	実施済み	2市
③水防活動を支援するための新素材・新技術等を含めた水防資機材等の配備	O, P	引き続き 順次実施	9市 都 関東地整
④水防団の円滑な水防活動を支援するための簡易水位計や量水標、CCTVカメラ等の設置	M	引き続き 実施	関東地整

2) ソフト対策の主な取組

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

(1) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■情報伝達、避難計画等に関する取組			
①住民の避難行動、迅速な水防活動を支援するための水位計やライブカメラのリアルタイムの情報提供	G, I	引き続き実施	関東地整
②避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成	C, D, J, L	引き続き順次実施	9市 気象庁 関東地整
③タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練の実施	C, D, J, L	引き続き順次実施	9市 気象庁 関東地整
④想定最大規模による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーション、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表	A	H28年度	関東地整
⑤想定最大規模降雨による洪水ハザードマップの策定	A	H28年度から順次実施	9市
⑥近隣市と連携した広域避難計画及び崖線下の住人の段丘上への避難計画の作成	D, E, F	引き続き順次実施	7市 関東地整
⑦要配慮者・外国人等への対応等を考慮した避難計画の検討	D, F, H, K, L	引き続き順次実施	9市
⑧日常時から水防災意識の向上を図るため、案内板等の整備や電柱等に想定浸水深などを標識として表示する「まちごとハザードマップ」の検討	A, D, F	H28年度から順次実施	9市
⑨気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の可能性の提供」を実施	B	H29年度	気象庁

(1) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■防災教育や防災知識の普及			
①水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	A, B	引き続き 実施	9市 気象庁 関東地整
②水防災意識社会の再構築のための説明会・講習会の開催	A, B	H28年度から 順次実施	9市 関東地整
③教員を対象とした講習会の実施	A, B	引き続き 順次実施	9市 気象庁 関東地整
④小学生を対象とした水防災教育の実施	A, B	引き続き 順次実施	9市 都 気象庁 関東地整
⑤出前講座等の講習会の実施	A, B	引き続き 順次実施	9市 都 気象庁 関東地整

(2) 洪水氾濫被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に向けた取組			
① 消防団と兼任する水防団への連絡体制の確認と伝達訓練の実施	M	引き続き 実施	9市
② 消防団と兼任する水防団同士の連絡体制の確保	M	引き続き 実施	9市
③ 消防団と兼任する水防団や地域住民が参加する重要水防箇所等の共同点検	M	引き続き 実施	9市 都 気象庁 関東地整
④関係機関が連携した水防訓練の実施	N	引き続き 実施	9市 都 気象庁 関東地整
⑤水防活動の担い手となる水防団体等の募集の促進	N	引き続き 実施	9市

(3) 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■排水活動及び施設運用の強化に関する取組			
①排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)を作成	R	H29年度から 順次実施	9市 都 関東地整
②排水訓練の実施	R	H30年度から 順次実施	9市 関東地整

7. フォローアップ

各構成機関の取組については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどにより、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、本専門部会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況や水防に関わる技術開発の動向等を踏まえ、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	八王子市	立川市	青梅市	昭島市	日野市	福生市	多摩市	羽村市	あきる野市	東京都	関東地整	現状・課題	
想定される浸水リスクの周知	現状									市が作成している洪水ハザードマップ掲載ページへのリンクを掲載している。	・多摩川における想定最大規模及び計画規模の降雨による洪水浸水想定区域図及び氾濫シミュレーション結果を京浜河川事務所ホームページ等で公表している。	○多摩川において、想定最大規模及び計画規模の降雨による浸水想定区域図及び堤防が決壊した際の氾濫シミュレーション結果を京浜河川事務所ホームページ等で公表している。	
	課題										・洪水浸水想定区域が住民に認識されていないことが課題である。	●洪水浸水想定区域等が住民に認識されていないことが課題である。 A	
洪水時における河川水位等の情報提供等の内容	現状									国等が発表した河川水位等に係る情報について、東京都水防計画で定めている連絡系統に従い、情報伝達を行っている。	・河川水位の動向に応じて、住民避難等に資する「洪水予報」(国土交通省・気象庁共同発表)を自治体向けに通知するとともに、直轄管理区間に決壊、溢水等の重大災害が発生する恐れがある場合には、京浜河川事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達(ホットライン)をしている。	○河川水位の動向に応じて、住民避難等に資する「洪水予報」(国土交通省・気象庁共同発表)を自治体向けに通知するとともに、直轄管理区間に決壊、溢水等の重大災害が発生する恐れがある場合には、京浜河川事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達(ホットライン)をしている。	
	課題										・発表・公表している防災情報や水害リスクが住民等に十分認知されていないことが課題である。	●発表・公表している水位・雨量などの防災情報が住民等に十分周知されていないことが課題である。 B	
避難勧告等の発令	現状	土砂災害警戒情報、水位観測所の避難判断水位、氾濫警戒(危険)情報等を参考として、地域防災計画(風水害応急対策計画)で判断目安を規定している。	水防計画、チェックリストに基づき発令する。 ①避難準備情報：日野橋(多摩川)・下砂橋(残堀川)水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合 ②避難勧告：日野橋(多摩川)・下砂橋(残堀川)水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合や到達するおそれがある場合 ③避難指示：堤防天端に水位が到達するおそれがある場合	1.避難準備情報：避難行動要支援者等の避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 2.避難勧告：通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 3.避難指示：前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況。人的被害の発生した状況	次の発令基準を設定している。 ①避難準備情報：調布橋(多摩川)水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合 ②避難勧告：調布橋(多摩川)水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合 ③避難指示：避難勧告を発令し、更に堤防からの異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合	本部長(市長)は災害が発生し、又は発生の恐れがある場合、市民の身体・生命に危険が及ぶと認められるときは、避難区域を定め、当該地区の住人に対して、避難準備情報の通知等、避難の勧告又は避難の指示を行う。	1. 避難準備情報 調布橋水位が氾濫注意水位を越え、①市が監視する量水標(五日市線架橋等)において、更に水位の上昇が予想される時②市の監視により堤防天端から1m程度下まで水位が上昇した時③上流地域のダム・堰の放流通報等により、急激に水位が高まることと予想される時④上流地域において大雨警報・洪水警報が継続され、「記録的短時間大雨情報」が発表された時 2. 避難勧告 調布橋水位が氾濫注意水位を越え、概ね1時間後に氾濫危険水位に達することが予想されるとき 3. 避難指示 調布橋水位が氾濫危険水位を越え、堤防の亀裂、大規模漏水等を確認したとき	水位基準を基に、避難勧告等発令に関するマニュアルを作成している。また、タイムライン訓練を実施	1 避難準備情報 観測所(調布橋)の水位が、避難判断水位に達したとき。近隣市町で床下浸水や道路冠水が発生したとき。 2 避難勧告 観測所(調布橋)の水位が、2時間後に氾濫危険水位に到達が見込まれるとき。 3 避難指示 観測所(調布橋)の水位が、氾濫危険水位に達したときに氾濫危険水位に到達が見込まれる場合。 4 その他 河川管理施設の異常(堤防の亀裂、漏水等)や、近隣地区で浸水、道路冠水などの現場状況を確認するとともに、関係機関との情報交換も行った上で発令する。	直近の気象情報や巡視等の報告を含め、避難誘導の難易度(夜間や暴風雨の中での避難)等を考慮し、総合的に判断する。特に、避難が必要な状況が夜間・早期になることが見込まれる場合は、前日の日中に避難勧告等を発令するとともに、急激な気象状況の変化や巡視等の報告により災害の発生する危険度が高まったときは、昼夜を問わず、避難勧告等を発令する。	・国等が発表した河川水位等に係る情報について、東京都水防計画で定めている連絡系統に従い、情報伝達を行っている。	・河川水位の動向に応じて、住民避難等に資する「洪水予報」を自治体へ通知、ならびに報道機関等を通じて住民に周知。(国土交通省・気象庁共同発表)	○国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報の発表や水位観測所の水位情報を参考に、避難勧告等の発令を行っている。 ○避難勧告等の発令に関する内容を地域防災計画に記載している。 ○自治体によっては、水位観測所の避難判断水位、氾濫警戒(危険)情報だけでなく、土砂災害警戒情報も含め目安とし発令している。
	課題	市域が広い、広範囲に注視が必要となる。	今後の見込み等を検討する必要があり、さまざまな情報収集を必要とする。	気象の不確実性等から、降雨や水位の見込みを予想するのは難しい課題がある。 深夜・早期の避難勧告等の見極めが課題である。	気象の不確実性や小河内ダムの放流等により、水位の予想が難しい。	深夜・早期における避難勧告発令等の見極めが課題である。		水位を性格に確認できる量水標の設置(市内の架橋4ヶ所程度)が必要である。	発令した実績が無い、実際に機能するか懸念している。	気象の不確実性等から、降雨や水位を予想することが難しいため、警戒パトロール等により随時状況を確認する必要がある。	水位観測所が少ないため、巡回パトロール等の現状確認が重要となる。	○避難勧告の発令に際し、降雨から水位を予想することが難しい状況の中で、適切なタイミングでの発令判断に課題がある。 C	
避難場所・避難経路	現状	避難場所は洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ等をあらかじめ戸別配付して周知している。避難経路については、避難すべき方向をハザードマップにて示している。 屋外への避難だけでなく、出前講座などで垂直避難も周知している。	立川市防災マップ、洪水ハザードマップにより周知している。	避難場所・避難所について、市民防災ハンドブック、ハザードマップ、HP等により周知を図っている。避難経路については、洪水ハザードマップにて示している。	市民防災マニュアルやHP等を活用し周知を図っている。	平成28年1月に市内全戸配布した洪水ハザードマップ、市ホームページ等により周知を図っている。	水害時避難場所(一次・二次)、避難経路についてはハザードマップ(改定時全戸配布、転入者・窓口配布、ホームページ掲載)において周知している。	避難場所については、ハザードマップを作成し、各戸配布や多摩市公式ホームページにて周知を行っている。避難経路については、避難すべき方向をハザードマップにて示している。	洪水・土砂災害ハザードマップを全世帯に配布している。避難場所は、地域ごとに小中学校を指定している。避難経路等については、水防訓練等において周知している。	ハザードマップを全世帯に配布するとともに、HPで周知している。	市が作成している洪水ハザードマップ掲載ページへのリンクを掲載している。	浸水想定区域図を作成し公表するなど、自治体が作成するハザードマップの作成支援	○緊急避難場所・避難所を指定し、計画規模の降雨による洪水ハザードマップ等で周知している。
	課題	避難行動要支援者への周知・啓発の促進が必要である。 また、災害対策基本法の改正に基づき災害の種別ごとに指定避難所を定めているが、必ずしも市民に明確に区分されていないため、これに対する周知も必要。	ハザードマップをさらに周知していく必要がある。	洪水浸水想定区域の改訂に伴い、避難経路の検討と住民への周知が必要である。	ハザードマップを引き続き周知していく必要がある。	浸水想定に基づき、風水害時指定緊急避難場所と震災時指定緊急避難場所を別々に定めているが、市民が正しく理解・認識できるように引き続き周知する必要がある。	洪水浸水想定区域の改訂に伴い、早急な避難経路の再検討とハザードマップ等の改訂及び住民への周知等の対応が必要である。	各地域別に避難経路は定めていない。 河川にはさまれている地域が存在するので、早めの避難が必要である。 今後、地域防災計画を修正し、避難経路について、ハザードマップへ反映していくことを検討する。	地区により、河川を渡っての避難が難しい状況も想定されることから、広域避難(他市への避難)を検討する必要がある。	避難経路は状況により判断することが必要なため、一律に市が指定することは困難である。	崖線及び丘陵に囲まれている地域は、浸水深が深くなり長時間の浸水が懸念されるため、適確な避難行動が課題である。	●浸水状況を考慮して安全に避難できる避難場所、避難経路に見直すことが必要である。 D	
												●自治体内で避難場所を指定する場合に安全に避難する事が難しい場合は、広域避難(他市への避難)を検討することが必要である。 E	
												●具体的な避難経路を定めていないため、住民が確実に避難できるかが課題である。 F	

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	八王子市	立川市	青梅市	昭島市	日野市	福生市	多摩市	羽村市	あきる野市	東京都	関東地整	現状・課題	
住民等への情報伝達の体制や方法	<p>現状</p> <p>避難の対象地域を町別に決定している。避難勧告発令時は、防災行政無線、防災情報メール、Lアラート、ツイッター、フェイスブック等の伝達手段を活用して勧告の内容を周知している。また、消防団による消防車両を用いた巡回広報も実施している。</p>	<p>防災行政無線、ホームページ、ツイッター、見守りメール、巡回車等で周知する。</p>	<p>避難の準備情報・勧告・指示を発令した場合は、HP、防災行政無線、市民メール、緊急速報メール、Lアラート、災害情報用スマートフォンアプリおよび市広報車、消防団車両などによる呼びかけにより、避難対象地区の住民への情報周知を図る。</p>	<p>防災行政無線や携帯メール情報サービス、広報車等を用いて伝達する。</p>	<p>防災行政無線屋外拡声子局による拡声は、暴風雨の状況や各住戸の遮音性能により重要情報が伝達されない可能性があることから、個別受信機、広報車による広報、ツイッター、メール配信サービス、テロップ放送など複数の情報伝達手段を用いて当該区域住民の安全確保を図っている。</p>	<p>防災行政無線、ふっさ情報メール、防災・防犯ツイッター(9/1運用開始予定)、広報車等による広報にて伝達している。</p>	<p>防災行政無線や防災情報メール・防災速報メールの操作訓練を実施。河川に近い防災行政無線を大音量型のスピーカーへ変更している。</p>	<p>避難の準備情報・勧告・指示を発令した場合は、防災行政無線、市広報車、消防団車両などによる広報活動により、避難対象地区の住民への情報周知を図る。 ・消防団車両による広報 ・HP・ツイッター・メールの活用 ・防災行政無線 ・公用車両による広報</p>	<p>防災行政無線、あきる野安心メール、緊急速報メール、Lアラート、広報車、市ホームページ、消防団や自主防災組織による情報伝達等により住民に周知する。</p>	<p>東京都</p>	<p>関東地整</p>	<p>○雨量・水位観測値の浸水観測値が基準値を超えたときに、電子メールを配信するサービス「マルチコール」を実施(事務所HPから登録可能) ・河川情報掲示板を活用した情報提供(現在、JR川崎駅、八王子駅等4箇所に設置) ・ライブカメラによる映像配信(多摩川水系12、鶴見川水系8、相模川水系4 計24箇所)</p>	<p>○避難情報を防災行政無線、広報車、ホームページ、登録制配信メール、Lアラート、フェイスブック、ツイッター等により伝達している。 ○雨量、河川水位、洪水予報、ライブカメラによる映像等を事務所ホームページ、河川情報表示板、報道機関等を通じて伝達している。 ○電子メールを配信するサービス「マルチコール」を実施している。(京浜河川事務所ホームページから登録可能)</p>
	<p>課題</p> <p>・避難勧告をより絞った地域に向けて発出できるように地図情報システムの更新を検討中である。 ・屋内では防災行政無線放送が聞き難いため、情報伝達手段のさらなる複雑化が必要。</p>	<p>大雨の場合は防災行政無線や巡回車の音が聞こえない可能性がある。 外国人への周知についてHP等を活用する必要がある。</p>	<p>防災行政無線は、気象条件により聞き取りにくいことがあるため、子局の増設や戸別受信機の導入等、さらに難聴地区を解消するための整備が必要である。</p>	<p>防災行政無線の不達地域や、豪雨時の雨音や濁流の音等で聞き取れない恐れがある。</p>	<p>・単一の情報収集手段によらず複数の手段を確保するよう周知し、各情報伝達手段の利用促進を図る必要がある。 ・複数の外国語に対応する情報伝達手段が必要である。</p>	<p>上記以外の情報伝達手段の検討をしている。 防災行政無線(移動系)のデジタル化と併せて、配備数の検討(増設等)をしている。</p>	<p>機器の操作が多数存在するため、迅速に情報発信ができるか課題 防災行政無線が聞こえないことが想定されるが、的確な代替案を検討中である。</p>	<p>防災行政無線は、気象条件、建物構造などにより音が遮断され、聞き取りにくい場合があるので、状況に応じて効果的な情報伝達を行っていく必要がある。</p>	<p>避難情報の伝達手段は複数確保しているが、発令時に人出不足となり、伝達に時間がかかることが懸念される。 防災行政無線は、豪雨時の雨音や濁流の音で聞き取れない恐れがある。</p>	<p>東京都</p>	<p>関東地整</p>	<p>●大雨・暴風等によって防災行政無線や広報車の音声が届き取れないことが課題である。</p> <p>●外国人居住者への周知が課題である。</p> <p>●単一の情報収集手段によらず各情報伝達手段の利用促進を図る必要がある。</p> <p>●迅速に情報発信をするため、人手不足とならない体制等を検討する必要がある。</p>	<p>G</p> <p>H</p> <p>I</p> <p>J</p>
避難誘導体制	<p>現状</p> <p>地域防災計画に基づき、避難所担当所管を中心に消防団、消防署、警察署、自主防災組織等と連携して避難誘導を行うこととしている。</p>	<p>市、警察、消防、消防団(水防団)また、自主防災組織が連携して行う。</p>	<p>各自治会、自主防災組織等は、消防団・青梅警察署等の協力を得て避難誘導に努める。また、避難誘導に当たっては、市民防災ハンドブックやハザードマップ等により風水害時避難場所の位置を確認し、道路の被災状況に応じた危険箇所を避け、安全の確保を第一に誘導する。</p>	<p>市、警察、消防、消防団(水防団)、自主防災組織等が連携して行う。</p>	<p>・警察、消防団、市職員が連携して避難誘導を行う。</p>	<p>市職員、警察署、消防署、消防団等による避難誘導を行う。</p>	<p>市職員や消防団、警察等と連携し避難誘導を実施予定である。</p>	<p>市職員、自主防災組織、消防署、警察署等が連携して行う。</p>	<p>市職員、消防団員、消防署、警察署員、自主防災組織等と連携して、避難誘導を行う。</p>	<p>東京都</p>	<p>関東地整</p>	<p>○避難誘導は、市職員、警察、水防団員(消防団員)、自主防災組織が実施している。</p>	
	<p>課題</p> <p>・市域が広範であり市からの勧告等が届かない方への情報伝達情報。 ・要配慮者の避難対策。 ・浸水害の場合の避難方法として、立ち退き避難だけでなく屋内での安全確保措置といった、状況に応じた避難行動について住民への周知、教育を進めていく必要がある。</p>	<p>避難勧告が発令されても対応が取れない市民への対応が必要である。</p>	<p>・避難勧告等が発令された時に、避難行動を起こさない住民への対応 ・要配慮者、特に避難行動要支援者の避難誘導方法</p>	<p>避難行動要支援者への対応について、連絡や避難方法など避難支援等関係者との調整を図っていく必要がある。</p>	<p>・被害が広範囲に及ぶ場合、避難誘導に必要なマンパワーが不足する可能性がある。 ・夜間・暴風雨時など、避難行動により生命・身体に危険が及ぶ場合の判断及び意思決定に課題がある。</p>	<p>具体的な誘導方法等の検討と関係機関との連絡調整が必要である。</p>	<p>要配慮者の避難対策が課題である。 特に、複数あるため、迅速な情報伝達手段の確立が必要である。 河川にはさまれている地区については、垂直避難先を確保するため、避難場所としての施設提供を民間施設への働きかけが必要となるため、円滑な避難場所確保のためには、国において、建物所有者に対し、施設提供の協力を義務化するなど、法整備を行うような、支援策の実施を希望している。</p>	<p>避難行動要支援者への対応について、連絡や避難方法など避難支援等関係者との調整を図っていく必要がある。</p>	<p>避難行動要支援者の避難誘導方法が課題である。</p>	<p>東京都</p>	<p>関東地整</p>	<p>●災害時には人員や資機材の不足が予想される中で、避難誘導に対応する職員の確保が課題である。</p> <p>●災害時要配慮者への的確な誘導体制の確保が必要となる。</p>	<p>K</p> <p>L</p>

②水防に関する事項

項目	八王子市	立川市	青梅市	昭島市	日野市	福生市	多摩市	羽村市	あきる野市	東京都	関東地整	現状・課題	
河川水位等に係る情報の提供	現状	市水防本部より直接、消防団へ連絡している。	消防団(水防団)本部へは市からの連絡と消防署から連絡が入る。その情報を基に本部が各分団へ指示を出す。	消防団事務局(防災課)から消防団へ連絡している。	参集メールを活用し、消防団(水防団)へ情報提供する。	災害対策本部より消防団へ連絡する。	災害対策本部にて得た情報を、防災行政無線を通じて消防団へ連絡する。	消防団に係る情報は、事務局を通じ、必要に応じて団長へ報告する。	災害対策本部から、電話、無線等により各消防団へ連絡する。	市災害対策本部から消防団へ連絡する。	・国等が発表した河川水位等に係る情報について、東京都水防計画で定めている連絡系統に従い、情報伝達を行っている。	・直轄河川における基準水位観測所の水位に即して水防警報を発令している。 ・直轄管理区間に決壊、溢水等の重大災害が発生する恐れがある場合には、京浜河川事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達(ホットライン)をしている。	
	課題	情報共有のあり方。	本部が召集できない場合等の連絡体制が必要である。	特になし	特になし。	情報共有のあり方を検討する必要がある。	防災行政無線(移動系)のデジタル化と併せて、配備数の検討(増設等)が必要である。	消防団待機水位では、現場と情報が異なるので、配備態勢に移行することが判断を要する。	情報共有のあり方を検討する必要がある。	特になし	—	—	●迅速かつ正確に河川水位等に係る情報を共有することが課題である。 M
河川の巡視区間	現状	市職員による巡視のほか、消防団の協力を得て、警戒を実施し、確認している。	重要箇所や急傾斜地等を中心として巡回を行う。	河川の上昇または見込まれる時、消防団本部から各分団本部に連絡し、河川の巡視を実施している。	河川含め、地域の危険箇所を巡視している。	消防団各分団に受け持ち区間があり、消防団本部の出勤指令を受けて河川巡視を実施する。	消防団と市職員が、消防機関と連携し、定期的に巡視している。	大雨洪水警報等が発令された場合は、市職員・消防団等により巡回を開始している。	消防団員が市の職員と連携して、重要水防箇所を中心に巡視を実施する。	国の重要水防箇所、都の水防上注意を要する箇所を中心に巡視を行なう。	・京浜河川事務所が実施する共同点検に参加し、リスクが高い区間の確認をしている。	・出水期前に、自治体、水防団等と洪水に対し、リスクが高い区間の共同点検を実施。 ・出水時には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施。	
	課題	団員の安全対策。	決壊するような大規模な災害の場合の巡視者の安全確保に配慮が必要である。	決壊するような猛烈な増水時は、巡視や土のう作業などには危険を伴うため安全対策を考える必要がある。	巡視者の安全確保。	担当者の安全管理の徹底	巡視体制等の具体的なマニュアル作成を行う必要がある。	石原洪水予報区間が長すぎる。水位計測場所と、当市が離れているので、基準水位と実際の感覚に隔たりがあるため、水位計を設置するなど、自治体でも、水位が推し量れる工夫を、京浜河川事務所に行きたく。	消防団員の安全対策、監視能力の向上を図る必要がある。	特になし	—	—	●洪水時の水防団等の巡視担当者の安全を確保することが課題である。 N
水防資機材の整備状況	現状	道路交通部補修センターほか、市民部事務所等に土のう、シート、ショベル等を配備している。また、土のうの確保については、毎年、建設業協会に委託し、作成している。水防用のポンプを消防団12分団に1台ずつ配備している。	防災倉庫や、消防団詰所に配備している。	防災倉庫に保管している(土のう袋18,000以上、シート、ロープなど)。	土のう、ブルーシート等は市内の備蓄倉庫等に配備している。	作成済みの土嚢のストック	土のう500袋以上、土のう袋1,500枚以上、防水シート1,000枚以上、可搬ポンプ5台(消防団)、軽可搬ポンプ13台(自主防災組織)を配備している。	水防資機材は適宜更新を行っている。	防災備蓄倉庫、消防団車庫等に、土のう、ビニールシート、スコップ等の水防資機材を配備している。	土嚢18,500袋、防水シート13,853㎡などを防災倉庫に備蓄している。その他、作成済みの土嚢をストックしている。	水防資機材倉庫等に土のう袋や水のう袋、ショベル、ツルハシ、一輪車等を配備している。 ・事務所に移動式排水ポンプ車を配備している。	・事務所、出張所、河川防災ステーション、水防拠点、側帯に水防資機材を備蓄。	○土のう袋やロープ、ブルーシート等の水防資機材を庁舎、水防倉庫等に備蓄している。 ○自治体によっては、水防用ポンプを消防団に1台ずつ配備している。 ○側帯等に水防用土砂を備蓄している。
	課題	特になし	ライフジャケット等の安全装備品の不足する可能性がある。	水防資機材の種類や数量を検討し見直ししていく必要がある。	新技術や新素材を利用した水防資機材等の整備を検討する必要がある。	資機材の定期的な点検管理が必要である。	ポンプ設備は消防用であるため、排水時の活用に支障が生じる可能性があり、今後は排水ポンプの整備についての検討も必要である。	大型土のうの保管場所が無い懸念がある。	水防用資機材の調査・研究を行っていく必要がある。	資機材等については今後計画的な整備が必要である。	—	—	●新技術や新素材を利用した水防資機材等の整備を検討する必要がある。 ●大規模水害に備えた水防資機材の拡充が必要である。 O P
市庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	現状	浸水想定区域外のため、特になし。	市役所庁舎が最大で1m(残堀川)の浸水予想があり、倉庫に土のうを備蓄している。自家発電機については屋上に設置しているため浸水の心配は無い。	浸水想定区域外のため、特になし。	洪水浸水想定区域外のため、特になし。	地域防災計画に職員の参集、配備基準を定め、気象状況等に応じた段階的な活動体制を確保している。	市庁舎、災害拠点病院等に限らず、市内公共施設においては状況に応じて資機材の事前準備等の対応を実施している。	庁舎は丘の上にあるため、水害の心配が無い。	洪水浸水想定区域に、市庁舎、緊急医療救護所、医療救護所等はない。	浸水想定区域外のため、特になし。	—	—	○必要な設備の屋上への設置、資機材の配備や水防体制の確保により対応している。
	課題	特になし	庁舎の浸水時に地下駐車場の対応が必要。	特になし	特になし。	公共交通機関、道路通行止め等により、必要職員が参集できないことが予想される。	市内各施設内での活動体制の確立・強化が必要である。	災害拠点病院では、火災への対応を考慮し、動けない入院患者が1階に入院している。水害を考えると、非常にリスクが高い。	特になし	特になし	—	—	●災害時に拠点となる病院や公共施設が大規模水害時に浸水し、機能の低下・停止することがないようにすることが課題である。 Q

③氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	八王子市	立川市	青梅市	昭島市	日野市	福生市	多摩市	羽村市	あきる野市	東京都	関東地整	現状・課題	
排水施設、排水資機材の操作・運用	現状	水防用ポンプを消防団12分団に各1台配備している。	環境下水道部で管理している。	排水施設、排水資機材なし	平常時から定期的な保守点検を行うとともに、各種訓練を通じて操作方法を習得している。	緊急通報システムによる担当職員へのメール配信を行っている。	可搬ポンプに関しては、各種訓練を通じて操作方法を習得している。	河川の状況を勘案し、排水施設の作業員を配備させている。	消防団6分団に各1台可搬式ポンプを配備している。	排水ポンプ3台を整備している。	・事務所に移動式排水ポンプ車を配備している。	・排水ポンプ車、照明車の配備。 ・排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器は平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機材を扱う職員等への教育体制も確保し、常時、災害発生に対応した自動体制を確保。本年度、具体的な排水計画検討を実施。	○自治体によっては、緊急通報システムにより排水施設を操作する担当職員へメール配信している。 ○自治体によっては、可搬ポンプの操作訓練を実施している。 ○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器は平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機材を扱う職員等への教育体制も確保している。
	課題	大規模な洪水には対応できない可能性がある。	特になし	特になし	大規模な洪水には対応できない場合がある。	道路冠水等の交通障害により、操作担当職員が現場に到着できない可能性がある。	水防訓練の実施範囲及び回数等の検討する必要がある。	大規模な洪水には対応できない可能性がある。	大規模な洪水には対応できない可能性がある。	大規模な洪水には対応できない可能性がある。	—	—	—

④河川管理施設の整備に関する事項

項目	八王子市	立川市	青梅市	昭島市	日野市	福生市	多摩市	羽村市	あきる野市	東京都	関東地整	現状・課題	
堤防等河川管理施設の整備状況	現状											・計画に対し、堤防断面が小さく流下能力が不足している区間において、堤防の整備を推進している。 ・河道の流下能力を確保するための整備を進めている。	○計画に対し、堤防断面が小さく流下能力が不足している区間において堤防の整備を推進している。 ○河道の流下能力を確保するための整備を進めている。
	課題											・必要な堤防高、幅が不足する箇所の整備を着実に進めていく必要がある。 ・上下流バランスなどの観点から当面の間堤防整備に至らない区間について、越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも延ばす工夫を加えた堤防整備を進めて行く必要がある。	●必要な堤防高、幅が不足する箇所の整備を着実に進めていく必要がある。 S ●上下流バランスなどの観点から当面の間堤防整備に至らない区間について、越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも延ばす工夫を加えた堤防整備を進めて行く必要がある。 T

項目	具体的取組	課題	八王子市	立川市	青梅市	昭島市	日野市	福生市	多摩市	羽村市	あきる野市	東京都	気象庁 東京管区気象台	関東地整
1) ハード対策の主な取組														
■ 洪水を河川内で安全に流す対策														
	〇必要堤防高、幅が不足する箇所の整備	S												・堤防整備等 ・河岸侵食防止のための水衝部対策を実施していく
■ 危機管理型ハード対策														
	〇堤防天端の保護 〇堤防裏法尻の補強	T												決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策として、 ・法肩部(斜面上側の角)の崩壊の進行を遅らせるための堤防天端のアスファルト等での保護 ・深掘れの進行を遅らせるための裏法尻のブロック等での補強を実施していく
■ 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備														
	①防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布、防災無線テレフォンサービスの導入	G, I	現在、防災行政無線のデジタル化工事を実施していく。(平成31年度工事終了予定) 河川管理者から入手した情報を防災メール等で発信している。	防災行政無線はデジタル化が完了している。	・難聴地区に防災行政無線の子局を増設するとともに、戸別受信機を導入する。 ・防災行政無線テレフォンサービスは導入している。	防災行政無線のデジタル化を平成26年度より計画的に進めている。	防災行政無線(同報系)デジタル化工事を実施している。(H26~28年)	防災行政無線(固定系):平成20年度にデジタル化改良実施済みで、それに併せ、防災テレフォンサービスの設置や、難聴地域や土砂災害警戒区域等希望者に戸別受信機の貸与を実施している。 防災行政無線(移動系):デジタル化に改良予定で、配備箇所及び数量について検討していく。【H32】 防災ラジオ:各自自主防災組織(32地区)にラジオ付ライトを各3台ずつ配備している。	防災行政無線の計画的な改良を検討していく。 防災無線テレフォンサービスは導入済みである。	防災無線設備のデジタル化と併せて、防災無線情報のメール配信、音声案内システムで対応している。	今後、デジタル防災行政無線を整備していく。			
	②浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び自家発電装置等の耐水化	Q	浸水想定区域外のため、装置自体の耐水化はしていないが、止水板を設置することで445mmの浸水までは対応できる。	市役所庁舎は屋上に自家発電機を設置しているため浸水の心配は無い。	市役所庁舎は、洪水浸水想定区域外のため該当しない。	市役所庁舎は、洪水浸水想定区域外のため該当しない。	市役所庁舎は、洪水浸水想定区域外のため該当しない。	災害対策本部室(市庁舎)は、洪水浸水想定区域外のため該当しない。	市役所庁舎は、洪水浸水想定区域外のため該当しない。	市役所庁舎は、洪水浸水想定区域外のため該当しない。	市役所庁舎は、洪水浸水想定区域外のため該当しない。			
	③水防活動を支援するための新素材・新技術等を含めた水防資機材等の配備	O, P	事業者とも連携しながら水防活動に有効な新たな資機材について調査研究していく。	新素材等を用いた水防資機材の配備について検討していく。【H32】	水防資機材の配備について検討していく。	新素材・新技術を含めた水防資機材等の配備について検討していく。	水防活動に係る安全管理対策の向上を図る。具体的な資機材等は今後検討していく。	洪水浸水想定区域の大型カバート(道路)に止水板または水門ゲートの設置を計画している。【H29】	新技術を活用した資機材が開発された場合は、導入を検討していく。	水防活動に効果的な資機材等について検討していく。【H32】	水防資機材等の配備について検討していく。	適宜、水防資機材の更新及び適切な管理を行う。		・新技術を活用した資機材等の配備していく。 ・大規模水害に備えた水防資機材の拡充していく。
	④水防団の円滑な水防活動を支援するための簡易水位計や量水標、CCTVカメラ等の設置	M												継続して簡易水位計、量水標、カメラを設置していく。
2) ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ確かな避難行動のための取組														
■ 情報伝達、避難計画等に関する取組														
	①住民の避難行動、迅速な水防活動を支援するための水位計やライブカメラのリアルタイムの情報提供	G, I												洪水予報等の情報発信を行っている。 水位計やライブカメラの情報をリアルタイムで提供する。【公開済】
	②避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成	C, D, J, L	作成中である。	水害避難勧告等の判断・伝達マニュアル、チェックリストを作成済である。	作成について検討していく。【H28】	作成済みである。	作成済みである。	未作成であるが、今後、水防訓練等の実施内容と併せて検討していく。【H29】	作成済みである。	作成済みである。	作成に向けて検討中である。		気象情報に対する防災行動との関連整理について、流域自治体のタイムライン作成に適宜協力する。	作成に必要な水位情報等の提供を行っている。
	③タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練の実施	C, D, J, L	今後、訓練実施に向けて検討する。	今後、訓練実施に向けて検討する。【H32】	タイムライン作成後に検討する。	今後、訓練実施に向けて検討する。【H32】	災害対策本部員及び各対策部員約160名を対象に風水害を想定した災害図上訓練を実施している。【H28.5.29】	タイムライン作成後に検討する。【H30】	防災安全課にて、タイムライン訓練を実施。また、要配慮者施設に対して実施する情報伝達訓練は、このタイムライン訓練に組み込み実施している。	水防訓練において実施している。【H28.6.19】	タイムライン作成後に検討する。【H30】		水防管理者が実施する訓練に必要に応じて協力する。	自治体が実施するロールプレイング等の水防訓練に参加する。
	④想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーション、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表	A												多摩川・浅川で公表済【H28.5末】
	⑤想定最大規模降雨による洪水ハザードマップの策定	A	想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域を表示したハザードマップを策定していく。	想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域を表示したハザードマップを策定していく。【H32】	想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域を表示したハザードマップを策定していく。【H29】	想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域を表示したハザードマップを策定する。【H28】	想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域を表示したハザードマップを策定していく。【H30】	想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域を表示したハザードマップを策定していく。【H29】	H28年度予算において、想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域を表示したハザードマップを策定していく。【H29】	想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域を表示したハザードマップを策定していく。【H29】	想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域を表示したハザードマップを策定していく。			
	⑥近隣市と連携した広域避難計画及び崖線下の住人の段丘上への避難計画の作成	D, E, F	今後必要に応じて検討していく。	洪水ハザードマップに浸水の可能性がある避難所の明記と、避難方向の矢印を記載している。	市内の浸水区域外へ避難する対応を想定している。	市内の洪水浸水想定区域外へ避難する対応を想定している。	広域避難が想定される地区において検討していく。【H30】	原則、市内の浸水想定区域外へ避難する事を想定しているが、広域避難が想定される地区において再度検討していく。【H30】	今後、必要に応じて検討していく。	広域避難が想定される地区を対象に検討していく。【H32】	広域避難が想定される地区において検討していく。			作成に必要な情報の提供および策定支援を行っていく。
	⑦要配慮者・外国人等への対応等を考慮した避難計画の検討	D, F, H, K, L	今年度実施する方向で検討中である。【H28】	要配慮者利用施設の避難計画の作成の促進を行っている。	避難計画の策定について検討していく。	洪水浸水想定区域内の施設への情報提供や計画作成の支援等を行っていく。【H32】	二次避難所となる施設との協定を順次結んでいる。	地域防災計画(平成25年度修正)には、計画規模における洪水浸水想定区域内施設の対策について記載があるが、避難計画の作成及び訓練の促進については未実施のため、今後検討していく。	要配慮者施設への情報伝達方法や避難方向などを検討していく。	浸水想定区域内の施設への情報提供や計画作成の支援等を行っていく。【H32】	施設との協議、計画について検討していく。			
	⑧日常時から水防意識の向上を図るため、案内板等の整備や電柱等に想定浸水深などを標識として表示する「まるごとまちごとハザードマップ」の検討	A, D, F	今後検討していく。	案内板等の整備について検討していく。【H32】	電柱を活用した避難所案内板を整備していく。	整備について検討していく。【H32】	H28.5国交省が発表した「洪水浸水想定区域」を踏まえ、日野市洪水ハザードマップ(H28年1月発行)の修正を検討中である。	整備について検討していく。【H32】	平成28年度予算にて、多摩川・大栗川洪水浸水想定に対応した、まるごとまちごとハザードマップを導入する。	案内板の整備等について、検討していく。【H32】	作成、整備等について検討していく。			
	⑨気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の可能性の提供」を実施	B												気象警報等に關連して「危険度を色分けした時系列」及び「警報級の可能性」の提供を開始する計画。【H29】

項目	具体的取組	課題	八王子市	立川市	青梅市	昭島市	日野市	福生市	多摩市	羽村市	あきる野市	東京都	気象庁 東京管区气象台	関東地整		
2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組																
■防災教育や防災知識の普及																
①水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	A, B	状況に応じて、電話対応を担う応援職員を配置し、市民対応にあたる。	防災訓練等での周知を行っている。	防災訓練等での周知を行っている。	防災訓練等での周知を行っている。	防災訓練等での周知を行っている。	防災訓練等での周知を行っている。	防災訓練等での周知を行っている。	防災訓練等での周知を行っている。	防災訓練等での周知を行っている。	防災訓練等での周知を行っている。	防災訓練等での周知を行っている。	防災訓練等での周知を行っている。	自治体と双方向のホットライン窓口を設定し、気象の見通し等に係る解説に対応するほか、平常時から問合せに応じる。	問い合わせ窓口を設置している。	
②水防災意識社会の再構築のための説明会・講習会の開催	A, B	平成28年に国が見直した浸水想定区域図をHPや出前講座で周知し、風水害への備えについての啓発を行っている【H28年度から】	水防災意識の向上を図るための説明会・講習会について、実施に向けて検討していく。【H29年度から】	水防災意識の向上を図るための説明会・講習会について、実施に向けて検討していく。【H29年度から】	水防災意識の向上を図るための説明会・講習会について、実施に向けて検討していく。【H29年度から】	水防災意識の向上を図るための説明会・講習会について、実施に向けて検討していく。【H29年度から】	水防災意識の向上を図るための説明会・講習会について、実施に向けて検討していく。【H29年度から】	水防災意識の向上を図るための説明会・講習会について、実施に向けて検討していく。【H29年度から】	水防災意識の向上を図るための説明会・講習会について、実施に向けて検討していく。【H29年度から】	水防災意識の向上を図るための説明会・講習会について、実施に向けて検討していく。【H29年度から】	水防災意識の向上を図るための説明会・講習会について、実施に向けて検討していく。【H29年度から】	水防災意識の向上を図るための説明会・講習会について、実施に向けて検討していく。【H29年度から】	水防災意識の向上を図るための説明会・講習会について、実施に向けて検討していく。【H29年度から】	市の要請により、水防災意識の向上を図るための説明会・講習会を積極的にしていく。【H28年度から】	市の要請により、水防災意識の向上を図るための説明会・講習会を積極的にしていく。【H28年度から】	
③教員を対象とした講習会の実施	A, B	教育委員会が主体となり、実施している。	今後、教員を対象として講習会の実施を検討していく。【H32】	今後、教員を対象として講習会の実施を検討していく。【H32】	今後、教員を対象として講習会の実施を検討していく。【H32】	今後、教員を対象として講習会の実施を検討していく。【H32】	今後、教員を対象として講習会の実施を検討していく。【H32】	今後、教員を対象として講習会の実施を検討していく。【H32】	今後、教員を対象として講習会の実施を検討していく。【H32】	今後、教員を対象として講習会の実施を検討していく。【H32】	今後、教員を対象として講習会の実施を検討していく。【H32】	今後、教員を対象として講習会の実施を検討していく。【H32】	今後、教員を対象として講習会の実施を検討していく。【H32】	京浜河川事務所及び流域自治体の取り組みに協力する。	市の要請により、講習会等を積極的にしていく。	
④小学生を対象とした水防災教育の実施	A, B	各学校が主体となり、実施している。	各校の安全指導の中で注意を促している。	毎年教員に配付される「安全教育プログラム」(東京都教育委員会)によって、「気象災害時の安全」として風水害の理解と安全な行動を教えている。	PTA主催行事等に絡めて、備蓄品の展示や防災講話の実施をしているほか、教育委員会と連携し、防災教育の機会を図っていく。	PTA主催行事等に絡めて、備蓄品の展示や防災講話の実施をしているほか、教育委員会と連携し、防災教育の機会を図っていく。	PTA主催行事等に絡めて、備蓄品の展示や防災講話の実施をしているほか、教育委員会と連携し、防災教育の機会を図っていく。	PTA主催行事等に絡めて、備蓄品の展示や防災講話の実施をしているほか、教育委員会と連携し、防災教育の機会を図っていく。	PTA主催行事等に絡めて、備蓄品の展示や防災講話の実施をしているほか、教育委員会と連携し、防災教育の機会を図っていく。	PTA主催行事等に絡めて、備蓄品の展示や防災講話の実施をしているほか、教育委員会と連携し、防災教育の機会を図っていく。	PTA主催行事等に絡めて、備蓄品の展示や防災講話の実施をしているほか、教育委員会と連携し、防災教育の機会を図っていく。	PTA主催行事等に絡めて、備蓄品の展示や防災講話の実施をしているほか、教育委員会と連携し、防災教育の機会を図っていく。	PTA主催行事等に絡めて、備蓄品の展示や防災講話の実施をしているほか、教育委員会と連携し、防災教育の機会を図っていく。	京浜河川事務所及び流域自治体の取り組みに協力する。	市の要請により、水防災教育への協力を積極的にしていく。【平成29年度から】	
⑤出前講座等の講習会の実施	A, B	町会や自主防災組織等の要請に応じて、出前講座を開催し、水防に関する周知・啓発を図っている。出前講座のメニューに風水害に関する内容を盛り込み市民周知を実施している。	出前講座等を活用し説明を行っている。	出前講座の中で、風水害に関する内容を盛り込んで市民への周知を行っている。	自治会や自主防災組織等の要請に応じた出前講座や学校避難所運営委員会において、水防災に関する周知・啓発を図っている。	自治会や自主防災組織等の要請に応じた出前講座や学校避難所運営委員会において、水防災に関する周知・啓発を図っている。	自治会や自主防災組織等の要請に応じた出前講座や学校避難所運営委員会において、水防災に関する周知・啓発を図っている。	自治会や自主防災組織等の要請に応じた出前講座や学校避難所運営委員会において、水防災に関する周知・啓発を図っている。	自治会や自主防災組織等の要請に応じた出前講座や学校避難所運営委員会において、水防災に関する周知・啓発を図っている。	自治会や自主防災組織等の要請に応じた出前講座や学校避難所運営委員会において、水防災に関する周知・啓発を図っている。	自治会や自主防災組織等の要請に応じた出前講座や学校避難所運営委員会において、水防災に関する周知・啓発を図っている。	自治会や自主防災組織等の要請に応じた出前講座や学校避難所運営委員会において、水防災に関する周知・啓発を図っている。	自治会や自主防災組織等の要請に応じた出前講座や学校避難所運営委員会において、水防災に関する周知・啓発を図っている。	「東京防災」を活用した啓発支援に取り組んでいく。	京浜河川事務所及び流域自治体の取り組みに協力する。	市の要請により、水防災意識の向上を図るための説明会・講習会を積極的にしていく。
2)ソフト対策の主な取組 ②洪水氾濫被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組																
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に向けた取組																
①消防団と兼任する水防団への連絡体制の確認と伝達訓練の実施	M	消防団が、水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等に出勤する際の連絡方法と同様の体制で行っている。	消防団(水防団)については普段から訓練等を実施している。	毎年6月に行われる土砂災害対応訓練時に消防団による水防訓練を実施している。	平時より参集メールを利用し、連絡体制の確認をしている。	消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。	各種防災訓練、消防団活動訓練、災害(火災含む)の中で、防災行政無線を活用した対応を行っている。	消防団と、東京消防庁第9方面との合同による水防訓練を実施している。	総合防災訓練や水防訓練の他、日頃から定期的に行っている。	消防団が水防団を兼務しており、伝達の確認や実施については日頃の訓練や火災現場で行なっている。						
②消防団と兼任する水防団同士の連絡体制の確保	M	電話のほか、無線やメールなどを活用することで、情報伝達手段を確保している。	携帯型防災無線等を活用して実施している。	連絡体制を確保している。	消防団無線や携帯電話により連絡体制を確保している。	MCA無線器を活用し通信・連絡体制を確保している。【H27】	上記活動時に分団相互間で無線通信を実施するため確保されている。	アナログ波を、消防団専用無線網として活用。さらに、平成28年度は、消防団内部の通信を確保するため、簡易省電力型無線を全体で100台程度配備	無線、メール等により、連絡体制を確保している。	連絡体制を確保している。						
③消防団と兼任する水防団や地域住民が参加する重要水防箇所等の共同点検	M	毎年、河川事務所が実施する重要水防箇所等の共同点検に参加している。また、今年度は東京都が実施する重要水防箇所等の共同点検に参加している。	京浜河川事務所主催の共同点検で地元住民へ周知している。	毎年、河川事務所が実施する重要水防箇所等の共同点検に参加している。	京浜河川事務所実施の共同点検に参加している。	多摩川・浅川の河川合同巡視に消防団及び、周辺自治会長等が参加している【H28】	国土交通省実施の共同点検に参加している。	多摩川・浅川の河川合同巡視に消防団及び、周辺自治会長等が参加している。	河川事務所が実施する重要水防箇所等の共同点検に参加している。	毎年、河川事務所が実施する重要水防箇所等の共同点検に参加している。	毎年、国が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加する。	京浜河川事務所が実施し、流域自治体に参加する共同点検に同行する。	重要水防箇所等の共同点検を実施している。【H27年度から】			
④関係機関が連携した水防訓練の実施	N	風水害の想定をした市総合水防訓練を毎年実施している。	昭島市、国立市、立川市、立川消防署、昭島消防署で毎年1回水防訓練を実施している。平成28年度は、昭島・国立・立川の三市、第八消防方面本部管轄内の15署共同で実施している。	毎年6月に行われる土砂災害対応訓練時に水防訓練を実施している。(消防団、消防署との連携)	立川市、昭島市、国立市、立川消防署、昭島消防署で毎年1回水防訓練を実施している。	日野市合同水防訓練(浅川)において、関係機関と連携し情報伝達訓練、避難誘導訓練、水防工法訓練及び、救出救助訓練等を実施している。【H28.5.21】 現在、多摩川における水防訓練については、河川数の使用許可が出ず行えない状況のため、京浜河川事務所に対し引き続き依頼を行っていく。	市・消防署主催で、地域住民・消防署・市・消防団で連携した水防訓練を実施している。(隔年実施) 河川数隣接自主防災組織(4地区)主催で、地域住民・消防署・市・消防団で連携した水防訓練を実施している。(毎年実施)	多摩市が主催する合同水防訓練へ、消防団と・多摩消防署・東京消防庁第9方面・多摩中央警察等の関係機関と地域住民が参加し、水防訓練を実施している。	消防署と合同で、自主防災組織、消防団、関係機関が参加する水防訓練を隔年で実施。同時に、浸水想定区域ごとに市民を集め、それぞれに水防訓練や避難方法の説明等を実施している。	平成28年度は、あきる野市・日の出町・檜原村の秋川流域3市町村・第九消防方面合同総合水防訓練を実施している。	関係機関が実施する訓練に必要なに応じて参加する。	関係機関が実施する訓練に必要なに応じて協力する。	水防管理団体が行う訓練に参加している。			
⑤水防活動の担い手となる水防団体等の募集の促進	N	消防団が水防団を兼ねているため、消防団員募集を実施している。	消防団員を募集している。また消防団OB組織とも連携体制を確立している。	消防団員の募集を市広報やホームページ、産業観光まつり等で広く実施している。	地域のイベント等の機会を捉え、消防団員の募集をしている。	消防団が水防団を兼ねているため、随時消防団を募集している。	水防に限定せず、福生市建設防災協会(市内建設・電気・水道・造園業等事業所)と協定を締結。また、災害時の後方支援活動を目的とした消防団OB団体を発足している。	消防団が水防団を兼ねているため、随時消防団を募集している。	消防団員募集を広報や公式サイト等で実施している。	消防団が水防団を兼ねているため、消防団員の募集を広報誌や市のイベント等で実施している。						
2)ソフト対策の主な取組 ③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組																
■排水活動及び施設運用の強化に関する取組																
①排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)を作成	R	下水道担当部署と、必要に応じて、今後調整する。	連絡体制等について検討していく。【H32】	連絡体制について検討していく。	連絡体制等について検討していく。【H32】	関東地整より、排水ポンプ車の連絡体制・設置位置へのルート確認の連絡があり次第、回答できるような体制を検討する。【H32】	未作成であるが、今後検討していく。【H30】	下水道担当部署と、必要に応じて、今後調整する。	連絡体制等について検討していく。【H32】	連絡体制等について検討していく。	氾濫時に配備可能な排水ポンプ車について、確認し排水計画の策定に協力していく。【H32】			排水施設の情報共有及び連絡体制を確保する【H29年度から】		
②排水訓練の実施	R	下水道担当部署と、必要に応じて、今後調整する。	排水訓練の実施について検討していく。【H32】	排水訓練の実施について検討していく。	排水訓練の実施について検討していく。【H32】	関東地整の行う訓練に積極的に参加する。	排水訓練の実施について検討していく。【H32】	下水道担当部署と、必要に応じて、今後調整する。	排水訓練の実施について検討していく。【H32】	排水訓練の実施について検討していく。				大規模水害を想定した排水訓練の実施を検討していく。【H30年度から】		